

地域公共交通計画

令和8(2026)年6月5日

(住所) 千曲市杭瀬下二丁目1番地
 (名称) 千曲市地域公共交通活性化協議会
 (代表者名) 会長

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 千曲市の概況

千曲市は長野県北部に位置し、平地部と山間部を併せ持つ中山間地域である。

人口減少と少子高齢化が進行し、高齢化率は県平均を上回る水準で推移している。

鉄道(しなの鉄道線等)沿線や幹線道路沿いには市役所、鉄道駅、医療機関、商業施設等が集積している一方で、住宅地が分散する地域や、地形的制約のある地域も多く、路線バスによる面的なカバーには限界がある。

自家用車への依存度も高く、免許返納者や自家用車を利用できない高齢者等の移動手段の確保や、少子高齢化・人口減少・運転士不足・運行経費の増加等により、市循環バスの安定運行が課題となっている。

(2) 市内幹線システムの必要性

大循環線(東回り・西回り)は、旧市町村界を超えて市役所、鉄道駅、医療機関、商業施設等を結ぶ市内公共交通ネットワークの骨格であり、高齢者等の生活交通の確保に不可欠である一方、自治体単独での長期的維持は困難である。

このため、本システムを地域公共交通確保維持事業(地域間幹線システム)の補助対象とし、国・県の支援を活用して、必要なサービス水準を維持・改善しつつ、持続可能な運行体制を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標【計画本体 P45 に記載】

千曲市地域公共交通計画に掲げたとおり、大循環線の目標を次のように設定する。

○利用水準

大循環線(東回り・西回り)において、年間輸送人員を 50,506 人とする。

○行政支出額及び収支率

大循環線(東回り・西回り)において、

・支出額: 28,000 千円以下

・収支率: 11.93%以上(前々事業年度(11.81%)の収支率から改善率 1%以上を見込む)とする。

(2) 事業の効果

○高齢者・交通弱者の通院・買物等の生活交通を安定的に確保。

○大循環線を幹線とする市内公共交通ネットワークと鉄道との結節強化。

○自家用車依存の抑制による交通安全・環境負荷の軽減。

○補助活用と生産性向上により、財政負担の平準化と運行の効率化を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- (1) 幹線系統(大循環線)の運行維持・改善【計画本体 P48(1)②】
- ・速達性及び実用性を確保。
 - ・1 時間程度の間隔の運行の維持。
 - ・利用実態に応じたダイヤ・経路の見直し、鉄道ダイヤとの接続調整。
 - ・実施主体:千曲市(事業主体)
 - ・運送事業者(運行受託):有限会社 シンリク観光、有限会社 信州観光バス
- (2) 利用促進・情報提供
- ・路線図・時刻表の整備・配布、市ホームページ等での情報提供。【計画本体 P55(4)①】
 - ・高齢者等への利用案内・啓発。【計画本体 P55(4)②】
 - ・実施主体:千曲市、運送事業者、高齢・障がい福祉関係団体。
- (3) 車両・停留所環境整備(必要に応じて)
- ・ノンステップ車両導入【計画本体 P53(3)③】
 - ・主要停留所の上屋・ベンチ・案内表示整備。【P53(3)②、P54(3)④】
 - ・実施主体:千曲市、運送事業者。

※【】内は千曲市地域公共交通計画(本体)の記載箇所を記載

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- (1) 系統名
- ・千曲市循環バス 大循環線 東回り
 - ・千曲市循環バス 大循環線 西回り
- (2) 起終点・主な経由地
- ・起終点:しなの鉄道屋代駅
 - ・経 由:しなの鉄道戸倉駅、千曲中央病院、主要商業施設、公共施設 等
- (3) 運行形態(確保・維持する水準)
- ・運行日:年間 306 日(日曜・年末年始等を除く)。
 - ・平日運行回数:東回り・西回りともに 11 回/日。
 - ・土曜運行回数:東回り・西回りともに6回/日。
 - ・祝日運行回数:東回り・西回りともに5回/日。
 - ・運行時間帯:概ね7時台～16 時台。
 - ・路線延長(主な系統):東回り約 21.6km、西回り約 21.9km。
- (4) 運送予定者
- ・有限会社 シンリク観光、有限会社 信州観光バス

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(1) 費用総額(計画期間合計・概算)

(単位:千円)

補助対象期間	総運行経費	運賃収入見込額	補助対象経費
2026.10～2027.9	35,746	4,272	9,125

(2) 負担者及び負担額(役割)

- 国 :補助対象経費の 1/2(概ね 4,562 千円)。
- 県 :補助対象経費の 1/4(概ね 2,281 千円)。
- 千曲市:運行経費から運賃収入及び国・県からの補助金見込額を除いた残額(概ね 24,631 千円)。

<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>(1) 主な評価指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大循環線の年間輸送人員 ・運行回数 ・運行経費、運賃収入、収支率 等。 <p>(2) 測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者の実績データ(乗車人員、便数、収入・経費)に基づく集計。 ・必要に応じてアンケート・現地調査による乗継状況の把握。 <p>(3) 評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、前年度実績を千曲市がとりまとめ、協議会に報告。 ・事業年度ごとに評価検証のうえ改善を図るとともに、計画本体期間において中間年度に中間評価を実施。計画本体終了時に総括評価を実施し、必要に応じて運行内容・取組を見直す。
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当無し</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>○千曲市</p> <p>認定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千曲市内には、総合病院等の医療機関(社会医療法人大西会 千曲中央病院、医療法人長野寿光会上山田病院、社会福祉法人 信濃整肢療護園 稲荷山医療福祉センター)、学校(長野県屋代高等学校・附属中学校、長野県屋代南高等学校)が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されているため。 ・鉄道駅等を有し、広域行政圏において一定の中心的役割を果たしているため。

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>(1) 路線・ダイヤの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容:乗降データに基づき、需要の低い時間帯・区間の見直し、鉄道との接続改善。 ・実施主体:千曲市、運送事業者。 ・効果目標:各年度において1便当たり平均利用者数について10.0人以上を維持。 ・実施時期:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度。 <p>(2) 利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容:沿線への情報提供、利用促進キャンペーン等。 ・実施主体:千曲市、運送事業者。 ・効果目標:各年度において年間輸送人員を50,506人。 ・実施時期:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度。 <p>(3) その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取組の進捗・効果は毎年度協議会に報告し、必要に応じて内容・目標を見直す。 ・必要に応じ、キャッシュレス決済の導入及び利用料金体系の見直しを検討・実施。 ・生産性向上の取組にあたっては、高齢者等交通弱者の移動機会を損なわないよう配慮する。
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>該当無し</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当無し</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標</p> <p>該当無し</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>該当無し</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当無し</p>

<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)</p> <p>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当無し</p>
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当無し</p>
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1)事業の目標</p> <p>該当無し</p> <p>(2)事業の効果</p> <p>該当無し</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p> <p>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>該当無し</p>
<p>18. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>令和6(2024)年3月21日 千曲市地域公共交通計画について協議、承認</p> <p>令和8(2026)年1月14日 地域公共交通(地域間幹線系統)確保維持事業に係る地域公共交通(本計画・令和8事業年度別紙計画)の変更・策定について協議、承認</p> <p>令和8(2026)年6月5日 地域公共交通(地域間幹線系統)確保維持事業に係る地域公共交通(令和9事業年度別紙計画)の策定について協議、承認</p>
<p>19. 利用者等の意見の反映状況</p> <p>千曲市地域公共交通計画策定にあたり、市のホームページ及び庁舎窓口にて本計画に関する意見を募集した。</p> <p>令和7年6月に利用者へのアンケートを実施し、集計結果をダイヤ改正及び今後のキャッシュレス導入についての検討材料とした。</p> <p>循環バスに対する令和8年1月一部変更に伴い、公募委員及び民生児童委員協議会代表2名、その他利害関係者も委員である千曲市地域公共交通活性化協議会において、協議を実施。</p> <p>令和8年6月に、令和9事業年度の別紙計画策定において公募委員及び民生児童委員協議会代表2名、その他利害関係者も委員である千曲市地域公共交通活性化協議会において、協議を実施。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)千曲市杭瀬下二丁目 1 番地

(所 属)千曲市企画政策部総合政策課

(氏 名)交通政策係 橋立 慎太郎

(電 話)026-273-1111

(e-mail)koutsuu@city.chikuma.lg.jp

